

仙台市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)
(平成24～26年度) 中間案

平成23年12月
仙 台 市

仙台市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)

(平成 24～26 年度) 中間案

= 目 次 =

第 1 章	計画策定の趣旨と位置づけ	1
第 2 章	高齢者を取り巻く現状と課題	7
第 3 章	基本目標・施策の体系	10
第 4 章	高齢者保健福祉施策の推進	12
第 5 章	介護保険サービスの現状と見込み	18
第 6 章	介護保険制度の円滑な運営に関する方策	21

第 1 章 計画策定の趣旨と位置づけ

1. 計画策定の趣旨

本市では、平成 21 年 3 月に現行の「仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）」を策定のうえ、高齢者保健福祉施策の充実と介護保険事業の円滑な運営に努めてまいりました。

この計画は、事業の達成状況等について点検・評価を行い、計画期間 3 年目の平成 23 年度に次期計画（平成 24～26 年度）の策定を行うこととしており、今回、高齢化社会の急速な進行や高齢者を取り巻く社会情勢の変化、地域包括ケアシステムの構築を主眼とした平成 24 年度からの介護保険法の改正などを踏まえ、新たな計画を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

本市では、本年 3 月に新たな「仙台市基本構想」を策定し、21 世紀半ばに向けて仙台がめざす都市の姿の一つとして「支え合う健やかな共生の都」を掲げています。また、この基本構想に掲げる都市像を実現するために取り組むべき施策を体系的に示す長期計画として「仙台市基本計画」を策定しました。このような中、本年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、本市に甚大な被害をもたらしました。本市では、この「仙台市基本計画」を補完するものとして、大震災からの早期復旧・復興に向けて取り組むべき施策を体系的に定めた「仙台市震災復興計画」を策定することとしました。この「仙台市震災復興計画」は、「仙台市基本計画」とともに、今後の仙台市の市政運営の車の両輪として位置づけられるものです。

高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）は、「仙台市基本計画」及び「仙台市震災復興計画」を踏まえ、関連する他の本市計画と連携のうえ、高齢者保健福祉を総合的に推進するための計画となります。

3. 計画の期間と策定の時期

計画期間は、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）までの 3 年間です。

4. 計画の点検・評価

毎年度、計画達成状況を点検し、進行管理を行います。また、計画期間 3 年目に計画全体の評価を実施します。

5. 計画の策定にあたっての取り組み

計画の策定にあたっては、市民の皆様、有識者や関係者の方々のご意見を反映させるために次の取り組みを行ってきました。

実態調査の実施

- ・平成22年11月 65歳以上の高齢者を対象に「仙台市高齢者保健福祉計画策定のための実態調査（高齢者一般調査）」、要介護等高齢者を対象に「第5期仙台市介護保険事業計画策定のための実態調査（要介護者等調査）」を実施
- ・平成23年8月 特別養護老人ホームに入所申込をしている高齢者を対象とする「特別養護老人ホーム入居希望者調査」や介護老人保健施設等を対象とする調査を実施

計画の検討

- ・仙台市社会福祉審議会老人福祉専門分科会と仙台市介護保険審議会の合同委員会を開催し、計画の内容等についての検討を進めてきました。今後、当中間案に対するご意見や、説明会の開催などを通して寄せられる市民の皆様からのご意見を踏まえ、平成23年度中に計画を策定する予定です。

参考 現計画（平成21年度～22年度末）の実績

現計画を構成する7つの「施策の柱」における主な実施状況については、現時点において次のとおりとなっています。

1. 生きがいづくり・社会参加の促進

ボランティア・NPO活動の支援や学習・就業機会の提供などを通して高齢者の社会参加を促進するとともに、高齢者の外出を支援し、社会参加を促す目的で実施している「敬老乗車証制度」を、将来にわたって安定的に運営していくために、受益と負担の適正化の観点から見直しを行いました（H24年10月より新制度実施予定）。

〔社会参加活動の促進・生涯学習の展開（一例）〕

	平成21年度	平成22年度
ボランティア団体への助成(助成団体数)		
・ふれあいデイホーム	17団体	16団体
・給食サービス	7団体	7団体
・高齢者支援活動促進	7団体	6団体
敬老乗車証の交付(交付者数)	101,314人	102,954人
豊齢学園における生涯学習と社会貢献活動を担う人材育成(在園生数)	204人	224人

2. 効果的な介護予防推進と健康寿命の延伸

地域の住民参加により自主的に介護予防に取り組む「介護予防自主グループ」がその数を伸ばしているなど、介護予防事業は確実に広がりをもってきています。さらに、平成 23 年 3 月に「仙台市介護予防推進プラン」を策定し、これまでの医療・保健・福祉分野を中心とした取り組みに留まらず、さらなる多種多様な機関・団体と積極的に連携した幅広い介護予防の取り組みを目指しています。

〔二次予防事業対象者把握（生活機能評価）〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
把握者数	2,068 人	1,678 人

〔通所型介護予防事業〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
延べ参加者数	429 人	353 人

〔介護予防に関する市民意識醸成のためのイベントの開催〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
S K Y 大作戦開催（参加者数）	1,000 人	930 人

〔地域包括支援センターによる介護予防教室〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
開催回数	790 回	802 回

〔介護予防自主グループ育成・支援〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
新規グループ育成数（グループ数）	17 グループ	15 グループ
グループ数累計	102 グループ	117 グループ

3. 高齢者の尊厳確保に向けた支援の拡充

認知症の方やその家族に対する、地域の支え合いによる支援として、地域、学校、職域などを対象に「認知症サポーター養成講座」を開催し、約 1 万 3 千人のサポーターを育成するなど、認知症に関する正しい理解の普及は着実に進んでいます。

高齢者の権利擁護を目的とした成年後見制度は、その必要性が増すなか、同じ市民の目線で寄り添い、きめ細やかで柔軟な対応が期待される市民後見人の養成と活用も重要となっています。

〔認知症サポーターの育成〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
認知症サポーター養成講座 (養成者数(累計))	7,153 人	13,560 人
小中学校対象認知症サポーター養成講座モデル事業(養成者数)	未実施	1,334 人

〔かかりつけ医認知症対応力向上研修〕

	平成 21 年度末	平成 22 年度末
修了者数(累計)	190 人	212 人

〔成年後見制度利用支援事業〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
市長申し立て件数	12 件	20 件

4. 「地域の支え合い」への支援

地域における高齢者支援の拠点として設置されている地域包括支援センターは、平成 21 年 4 月からそれまでの 41 か所を 44 か所に増設し、高齢者が住み慣れた地域で暮らしを継続することに大きく寄与しています。また、ひとり暮らし高齢者等が在宅で生活を継続していくことができるよう、在宅生活支援サービスの提供などを積極的に行っています。

〔地域包括支援センターの活動(一例)〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
延べ相談件数	54,823 件	52,471 件
担当圏域包括ケア会議(開催回数)	157 回	134 回

〔在宅支援サービスの利用(一例)〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
ひとり暮らし高齢者生活援助サービス (延べ利用回数)	13,267 回	12,026 回
食の自立支援事業(延べ配食数)	327,800 食	317,227 食
緊急通報システムの設置(年度末設置台数)	4,021 台	3,957 台

5. 介護サービスの基盤の整備

介護保険施設の整備状況は下記のとおりであり、施設整備目標に向けて着実に進んでいます。

〔介護保険施設整備状況（設置数・定員）〕

	平成 21 年度末 （計画初年度）		平成 22 年度末 （計画 2 年目）		平成 23 年度末 （目標） （計画最終年度）		
	設置数	定員	設置数	定員	設置数	定員	目標定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	38	2,488	43	2,775	51	3,167	3,137
〔広域型〕	(38)	(2,488)	(40)	(2,688)	(42)	(2,906)	
〔地域密着型〕			(3)	(87)	(9)	(261)	
介護老人保健施設	24	2,380	24	2,380	27	2,660	2,660
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	65	1,098	66	1,128	73	1,263	1,278
特定施設入居者生活介護	29	1,564	32	1,723	33	1,793	1,824

数字は、着工または着工予定年度におけるもの。

6. 介護サービスの質の向上

研修を通して介護支援専門員等のスキルアップを目指しているほか、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームなどに介護相談員を派遣するなどして、サービスの質の向上に結び付けています。介護相談員派遣事業については、施設の新設などに対応するため、実施体制の充実が求められます。

〔研修の実施〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
介護支援専門員（ケアマネジャー）・地域包括支援センター職員を対象とした研修の実施（参加者数）	1,028 人	1,134 人

〔介護相談員派遣事業の実施〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
派遣事業所数	43 事業所	42 事業所
派遣回数	469 回	463 回

7. 安全で快適に暮らせる生活環境づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して快適に暮らすことができる住まいの確保として、高齢者住宅改造費の助成のほか、シルバーハウジング、高齢者向け優良賃貸住宅に生活援助員（LSA）を派遣しています。

〔高齢者住宅改造費補助金交付事業〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
交付件数	17 件	17 件

〔生活援助員派遣事業〕

	平成 21 年度	平成 22 年度
シルバーハウジングへの派遣 （派遣箇所数 / 戸数）	3 箇所 / 70 戸	3 箇所 / 70 戸
高齢者優良賃貸住宅への派遣 （派遣箇所数 / 戸数）	10 箇所 / 233 戸	10 箇所 / 233 戸

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

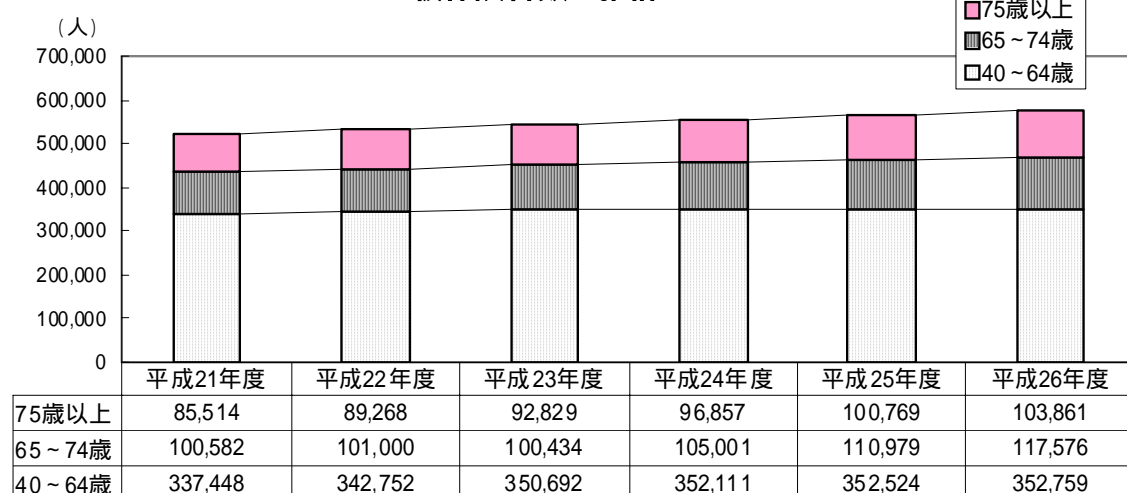
1. 高齢者人口・被保険者数の現状と推計

本市の65歳以上の方(第1号被保険者)は、本年10月1日現在193,263人(高齢化率18.8%)です。このうち65～74歳までの前期高齢者が100,434人(52.0%)、75歳以上の後期高齢者が92,829人(48.0%)となっています。

次期計画期間中においては、団塊の世代(昭和22年～24年)の方々が65歳に達し始め、著しく増加することから、平成26年度には221,437人(うち前期高齢者約117,576人(53.1%)、後期高齢者が103,861人(46.9%))に達するものと見込んでいます。

また、40～64歳の方(第2号被保険者)についても、第1号被保険者数と同様に増加し、平成26年度には約352,759人になるものと見込んでいます。

被保険者数の推計



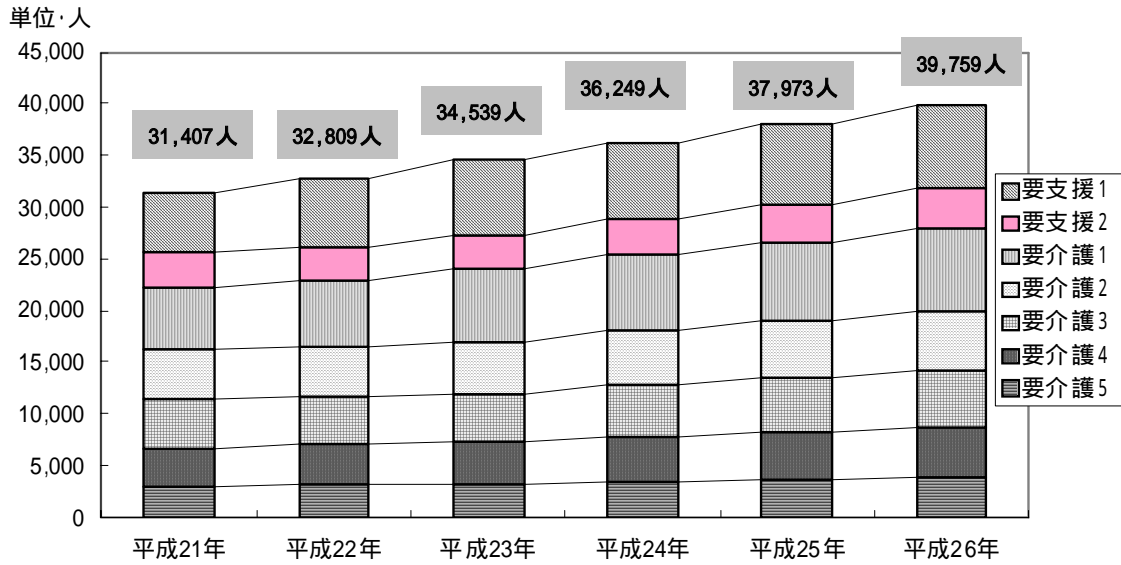
* 平成23年度までは実績、24年度以降は推計

2. 要介護者数の現状と推計

本市の要介護等認定者数は、本年10月1日現在で34,539人、第1号被保険者数に占める割合(出現率)は17.9%となっています。制度開始時、出現率は8.3%だったものが、その後年々高まり、平成18年度に17.6%と一旦ピークを迎えた後、微減または横ばいとなり、平成22年度からは再び微増傾向にあります。

次期計画期間中においても、高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、要介護等認定者の8割以上を占める後期高齢者の増加、認知症高齢者の増加が考えられ、平成26年度における要介護等認定者数は39,759人、出現率は18.0%と見込んでいます。

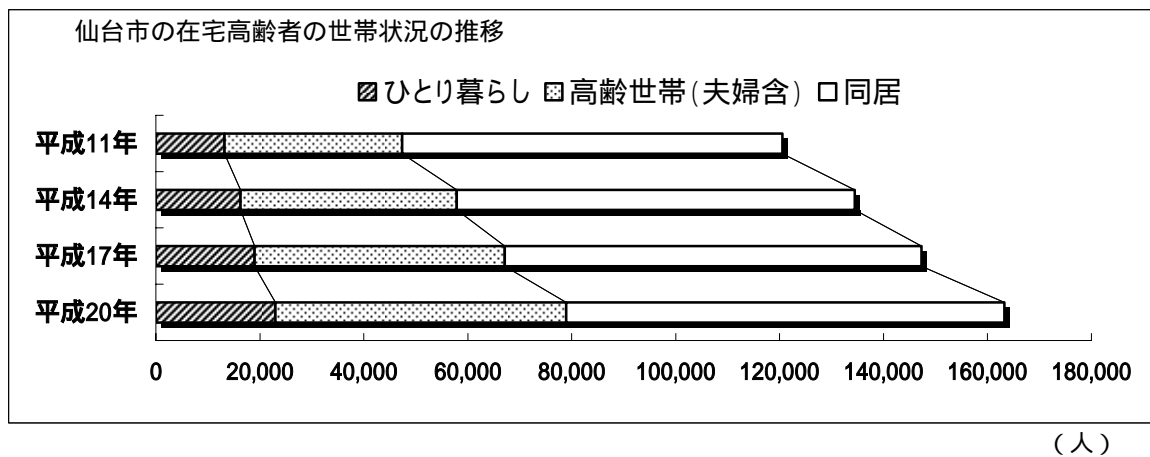
要介護認定者数の推計



* 平成23年度までは実績, 24年度以降は推計

3. 在宅高齢者の世帯状況

65歳以上で在宅の高齢者は、平成20年6月1日現在で170,168人となっています。世帯で見ると、ひとり暮らし・高齢夫婦を含む高齢世帯の高齢者数は、78,922人となっており、平成17年との比較で増加しています。



資料：在宅高齢者世帯調査より(各年6月1日時点)

4 . 高齢者保健福祉施策を推進していく上での課題

今回の東日本大震災を踏まえ、高齢者への災害時の支援拠点となる施設、整備の充実強化を図るとともに、震災の影響により、生活環境に変化が生じた方々をはじめ、被災された高齢者等が孤立することなく地域で安心して健やかに暮らすことの出来るよう、被災者の視点に立った、きめ細かな支援が求められています。

生産年齢人口が減少していく中、社会活動を支える高齢者の役割が増しており、高齢者の一層の社会参加が求められています。健康な高齢者ほど社会参加への関心は高く、そこに“生きがい”を感じる事が重視されていることから、高齢者がいきいきと社会で活躍できる環境の整備が求められています。

高齢者の健康状態の良し悪しにより実際の行動が大きく左右されている現状を踏まえ、高齢者が心身ともに自立して出来るだけ介護を必要とせず活動的に暮らすことのできる「健康寿命」を延伸していくため、地域全体でのより広範な介護予防・健康づくりの取り組み推進が求められています。

認知症高齢者の増加に対応するため、認知症サポーターの育成をより一層進めるなど、認知症の方とその家族を地域で支える取り組みを推進するとともに、地域包括支援センターをはじめとする様々な支援機関の連携を強化し、支援体制の充実を図ることが求められています。

高齢化が進行する中、ひとり暮らし高齢者世帯や高齢者のみで構成される世帯が増加するとともに、認知症高齢者や要介護高齢者が増加傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で自立して安心して暮らし続けることの出来るよう、さまざまなニーズや課題に対して、地域で互いに連携し、多層的に対応できる支え合いの仕組みを構築していくことが求められています。

介護保険施設の整備が目標数に向けて着実に進む一方で、要介護高齢者が増加傾向にあり、特別養護老人ホーム等への入所希望者に対応するための多様なサービス基盤の整備が求められています。

介護サービスへのニーズが増大し、認知症高齢者の増加等によるニーズの多様化、高度化が進む中、様々なニーズに対応できる質の高い人材を安定的に確保していくことが求められています。

第3章 基本目標・施策の体系

この計画では、高齢者保健福祉施策の推進のため、基本目標を掲げ、次の7つの施策の柱を設定し、基本目標の実現に取り組んでいきます。

1. 基本目標

本市の基本構想に掲げる「支え合う健やかな共生の都」を実現するため、次の基本目標を掲げます。

**高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを感じながら、
地域での支え合いにより、安全に安心して暮らすことができる社会の実現**

2. 7つの施策の柱

(1) 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に援護が必要な高齢者を地域で支援する仕組みづくり等を推進するとともに、防犯、交通安全、消費者被害防止の推進や生活の基盤である住まいの整備を促進するなど、高齢者の生涯にわたる安全・安心で快適な暮らしの確保を図ります。

(2) 生きがいづくり・社会参加の促進

高齢者が、趣味や人とのつながり、地域社会への参加を通して、いきいきと活動的に暮らすことができるとともに、社会を支える一員として生きがいを感じながら活躍することができるよう、様々な支援や環境づくりを進めます。

(3) “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進

市民一人ひとりが生きがいを持って活動的に暮らすまちづくりを実現するために、「豊齢力アップ」をスローガンに、これまでの医療・保健・福祉分野との連携に加えて、より多種多様な機関・団体と積極的に連携した幅広い介護予防事業を展開します。

* 「豊齢」は、仙台市における自立したシニア像を示す言葉として、各種事業で活用しています。

(4) 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

「あらゆる世代一人ひとりが認知症について正しく理解し、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりについて考え行動できる社会」を目指し、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域包括支援センターを中心とした早期発見、早期対応することのできる環境の整備や地域における支え手の育成など、認知症の人とその家族への支援を充実します。

(5) 「地域の支え合い」への支援

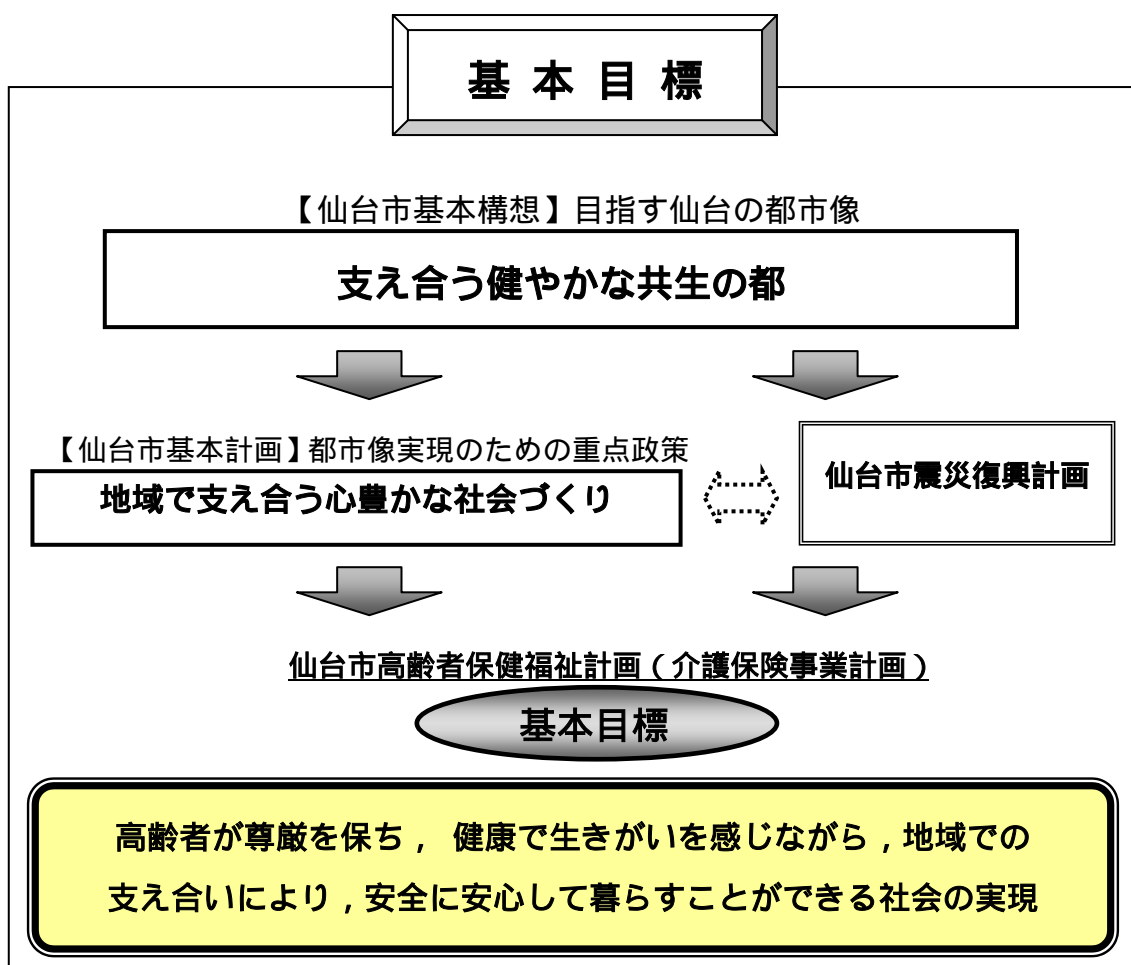
高齢者やその家族が、地域の中で孤立することなく、地域との連携や周囲の支え合いのもと、住み慣れた地域で生活続けることができるよう、多様な生活支援サービスを充実させるとともに、地域包括支援センターをはじめ、地区社会福祉協議会や老人クラブなど地域の多様な機関・団体による支援の充実を図ります。また、高齢者の尊厳確保のための取り組みを進めます。

(6) 介護サービス基盤の整備

介護を必要とする高齢者の多様なニーズに対応できるよう、介護保険サービスをはじめとする保健福祉サービスが必要に応じて適切に提供される環境の整備を図ります。

(7) 介護サービスの質の向上

介護サービスの提供を支える人材の確保・資質の向上を図るとともに、利用者がニーズに応じたサービスを適切に選択できるよう、ケアマネジメント機能の向上や情報提供の充実などを図ります。



第4章 高齢者保健福祉施策の推進

基本目標(P10)の実現に向け、次の7つの施策の柱(P10～P11)により、高齢者保健福祉施策を総合的に推進します。施策の推進にあたっては、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、福祉サービスを日常生活圏域の中で包括的に切れ目なく提供していくシステムの構築を目指します。

1. 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

(1) 安全・安心な暮らしの確保 -----

災害対応力の強化・・・東日本大震災により被災し仮設住宅等に入居されている高齢者の心と身体の健康を継続的にケアしていく取り組みを推進するとともに、災害時に援護を必要とする高齢者の地域における情報共有化や、高齢者一人ひとりの状況及び課題に的確に対応したきめ細やかな支援体制づくりを促進するなど、地域での支え合いによる防災対策を促進します。さらに、高齢者福祉施設を災害時における支援拠点として活用できるよう機能を強化します。

日常生活における暮らしの安全の確保・・・地域住民相互の見守り等、地域における防犯意識の向上を図るとともに、交通事故から高齢者を守る取り組みを推進するほか、高齢者を狙ったさまざまな悪質商法や「振り込め詐欺」などの消費者被害等を防止するため、高齢者や高齢者と接する機会が多い方々に対し、十分な知識の普及に努めます。

(2) 快適に暮らしていくための地域環境の整備 -----

高齢期にも住み続けられる住まいの整備・・・平成23年施行の「高齢者住まい法」の改正により、サービス付き高齢者向け住宅が制度化されるのを受け、新たな住まいの枠組みのなかで、高齢者やその家族が住み慣れた地域で快適に暮らし続けられるよう、住まいの整備を促進します。

ひとにやさしいまちづくりの推進・・・外出時の不便さを軽減するため、建物や道路、交通機関等のバリアフリー化を推進します。

高齢者が暮らしやすい都市構造への転換・・・自動車に過度に依存することなく安全快適に暮らしていくことができるよう、利便性の高い公共交通体系の整備に加え、公共交通軸を中心に都市機能を適正に配置したまちづくりを進めます。

2. 生きがいづくり・社会参加の促進

- (1) 社会参加活動の推進 -----
- 社会参加活動促進のための環境整備**・・・実際の社会参加活動につながるきっかけとなるよう、多様なニーズに応じた情報の提供や相談支援などを行い、高齢者が社会参加活動に取り組みやすい環境を整備します。
- 地域社会貢献活動の促進**・・・ボランティア活動・NPO活動や老人クラブ活動への支援、高齢者の就労機会の提供など、高齢者の地域社会貢献活動を促進するとともに、高齢者がこれまで培ってきた知識や能力を地域社会に還元する取り組みの支援を行います。
- 外出支援**・・・高齢者の社会参加活動を支援するため、外出しやすい環境づくりを進めるとともに、外出意欲を喚起するさまざまな施策を実施します。
- (2) 多彩な生涯学習の展開 -----
- 学習機会の提供**・・・高齢者の多様なニーズを的確に把握し、より多彩な学習機会の提供を行います。
- 文化活動支援**・・・高齢者が広く文化活動を行う機会を提供する等の支援を行います。
- スポーツ活動支援**・・・高齢者が参加しやすい、各種スポーツ活動の支援を行います。

3. “豊齡力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進

- (1) 市民一人ひとりの“豊齡力アップ” -----
- からだの豊齡化**・・・健康づくりの柱である運動・口腔機能の維持・向上及び栄養状態の改善のための取り組みなどを推進します。
- こころの豊齡化**・・・孤立しない環境づくりや、うつをはじめ高齢期に多い心の病気の予防の取り組みなどを推進します。
- 興味を深め、関心を高めることでの豊齡化**・・・市民一人ひとりが「興味を深め、関心を高めていく」ことにより、高齢期になっても、元気でいきいきと暮らし続けられるよう、社会参加や生涯学習、世代間交流などの活動を多種多様な機関・団体と連携しながら支援していきます。
- (2) 環境づくり -----
- 環境づくり**・・・介護予防の更なる普及啓発や地域で介護予防・健康づくりのための取り組みを推進する担い手の育成、活動の場や機会の確保、誰もが安心して行動できるためのバリアフリーの推進などに取り組み、

市民一人ひとりの豊齡力アップの活動を支えます。

4. 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

- (1) 認知症の人とその家族への支援 -----
認知症の人とその家族への支援強化・・・認知症の人やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるように，相談会や介護講座の実施，交流会の開催など本人やその家族に対する様々な支援を行います。
- (2) 支援体制の充実 -----
地域における支え合いの推進・・・認知症サポーターの養成を図るとともに，認知症資源マップの作成などを通して地域における支援体制づくりを推進します。
認知症介護の質の向上・・・認知症高齢者の尊厳を保持し，状態に応じた適切なケアが提供されるよう，認知症介護に関する研修事業を実施し，認知症ケアの質の向上を図ります。
早期発見・早期対応の促進・・・認知症の疑いがある方々に対して，地域包括支援センターが中心となり，早期発見，早期対応につながるよう適切な支援を行います。
関係機関の連携強化・・・関係機関の連携強化を通じて，認知症の人やその家族を地域で支える体制の充実を図ります。

5. 「地域の支え合い」への支援

- (1) 在宅生活を支える多様な支援 -----
要介護高齢者への支援・・・介護や支援が必要な高齢者に対し，各人の状態に応じた適切なサービスを提供することにより，住み慣れた地域での在宅生活の継続を支援します。
ひとり暮らし高齢者等，高齢者のみ世帯への支援・・・地域における高齢者の実態把握や地域での情報の共有化を図り，ひとり暮らし高齢者や，高齢者のみ世帯への支援を行います。
介護家族への支援・・・高齢者を在宅で支える家族への支援として，介護講座の実施や，介護家族同士のつながりを促進するなどの取り組みを充実します。
- (2) 地域の関係機関による支援の充実 -----
多様な機関による支援・・・高齢者が住み慣れた地域で元気で安心して暮

らしていくには、地域全体で高齢者やその家族を支えていくことが必要であり、高齢者を支える活動を行う様々な団体や関係機関による支援を充実します。

地域包括支援センターの機能強化・・・地域の高齢者支援の拠点である地域包括支援センターの担当圏域の見直しを行うなど、支援体制の強化を図ります。

地域包括支援センターの担当圏域の見直し

地域包括支援センターの担当圏域について、高齢者人口の状況等を踏まえ、担当圏域の見直しを行います。

これにより、地域包括支援センターを、5か所増設します。

44か所 49か所

(3) 高齢者虐待の防止と権利擁護 -----

高齢者虐待の防止・・・高齢者虐待の早期発見・早期対応のため、地域の関係機関等によるネットワークの構築を進め、高齢者虐待防止についての知識の普及に取り組むとともに、地域における見守り機能を向上させる体制づくりを推進していきます。

高齢者の権利擁護・・・認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加等に伴い、成年後見制度のより一層の活用や市民後見人の養成を進めるとともに、地域包括支援センターによる権利擁護に関する相談事業等を行うなど、個人の尊厳を保持するための活動の充実を図ります。

6. 介護サービス基盤の整備

(1) 介護サービス基盤の整備 -----

【介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)】・・・常時の介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者のために整備を進め、待機者の解消に努めます。

【介護老人保健施設】・・・病状が安定し入院の必要はないものの、在宅への復帰のためのリハビリテーションに重点を置いて、看護、介護を必要とする高齢者のための施設として、整備を促進します。

【地域密着型サービス】・・・要介護状態になった高齢者が、自宅や身近な地域において、適切な介護サービスを受けることができるよう、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護等の整備を継続して行っていくとともに、サービス付き高齢者向け住宅の整備状況を見据えながら、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や、医療ニーズの高い方にも対応できるよう、

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせた複合型サービスなど、さまざまな形態の地域密着型サービス基盤の整備を図ります。

【特定施設入居者生活介護】・・・有料老人ホーム等について、入居希望者のニーズに合わせて、必要な整備を行います。

介護サービス基盤整備の目標

計画期間（平成24～26年度）内の整備量の目標は次のとおりです。

特別養護老人ホーム	600	人分
介護老人保健施設	360	人分
認知症高齢者グループホーム	360	人分
特定施設入居者生活介護	300	人分

特別養護老人ホームの整備については、個室ユニット型の整備を基本とし、地域や入所希望者のニーズ等も踏まえ行います。

(2) 適切なサービス提供のための仕組みづくり -----

高齢者個人のニーズに沿ったサービスの提供・・・介護が必要となった場合でも、在宅での生活が続けられるよう、個人に応じたサービスが適切に提供されるための環境の整備を行います。

施設における良好な環境の確保・・・高齢者福祉施設に入所している高齢者の生活の質が良好に保たれるよう、施設に対する指導・監督や必要な支援を実施していきます。

7. 介護サービスの質の向上

(1) 利用者への質の高いサービスの提供 -----

介護人材の資質の向上・・・利用者が安心して、適切かつ円滑に介護サービスを受けることができるよう、介護事業従事者への研修を実施しスキルアップを図ると同時に、質の高いケアマネジメントの提供に努めます。

サービスの質の向上・・・利用者本位の質の高いサービスを提供していくため、介護事業者に対する監査を行うほか、サービス利用者からの苦情・相談に適切に対応していくための体制の構築を図ります。

(2) 円滑なサービス利用のための取り組み -----

円滑なサービス利用のための取り組み・・・利用者が、自らの状況に応じて適切にサービスを選択・利用できるよう、十分な情報提供に努めます。

要介護(要支援)認定の円滑な推進・・・要介護(要支援)の公平性・公正性を確保し、かつ効率的な認定事務を行うための取り組みを行います。

高齢者保健福祉施策の体系

1. 高齢者が安全に安心して快適に暮らせる環境づくり

安全・安心な暮らしの確保

- (ア) 災害対応力の強化
- (イ) 日常生活における暮らしの安全の確保

快適に暮らしていくための環境の整備

- (ア) 高齢期にも住み続けられる住まいの整備
- (イ) ひとにやさしいまちづくりの推進
- (ウ) 高齢者が暮らしやすい都市構造への転換

2. 生きがいづくり・社会参加の促進

社会参加活動の推進

- (ア) 社会参加活動促進のための環境整備
- (イ) 地域社会貢献活動の促進
- (ウ) 外出支援

多彩な生涯学習の展開

- (ア) 学習機会の提供 (イ) 文化活動支援
- (ウ) スポーツ活動支援

3. “豊齢力アップ”を目指した介護予防・健康づくりの推進

市民一人ひとりの“豊齢力アップ”

- (ア) からだの豊齢化
- (イ) こころの豊齢化
- (ウ) 興味を深め、関心を高めることでの豊齢化

環境づくり

- (ア) 環境づくり

4. 認知症になっても安心して暮らせるまちづくり

認知症の人とその家族への支援

- (ア) 認知症の人とその家族への支援

支援体制の充実

- (ア) 地域における支え合いの推進
- (イ) 認知症介護の質の向上
- (ウ) 早期発見・早期治療の促進
- (エ) 関係機関の連携強化

5. 「地域の支え合い」への支援

在宅生活を支える多様な支援

- (ア) 要介護高齢者への支援
- (イ) ひとり暮らし高齢者等、高齢者のみ世帯への支援
- (ウ) 介護家族への支援

地域の関係機関による支援の充実

- (ア) 多様な機関による支援
- (イ) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者虐待の防止と権利擁護

- (ア) 高齢者虐待の防止
- (イ) 高齢者の権利擁護

6. 介護サービス基盤の整備

介護サービス基盤の整備

- (ア) 特別養護老人ホーム等施設の計画的な整備

適切なサービス提供のための仕組みづくり

- (ア) 高齢者個人のニーズに沿ったサービスの提供
- (イ) 施設における良好な環境の確保

7. 介護サービスの質の向上

利用者への質の高いサービスの提供

- (ア) 介護人材の資質の向上
- (イ) サービスの質の確保・向上

円滑なサービス利用のための取り組み

- (ア) サービス選択のための情報提供の充実
- (イ) きめ細かな制度の周知・啓発

第5章 介護保険サービスの現状と見込み

計画期間中のサービスの見込み量は次のとおり推計しました。

1 居宅サービス

訪問介護（ホームヘルプサービス）、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護（デイサービス）、短期入所生活介護（ショートステイ）、福祉用具貸与・購入など

特定施設入居者生活介護を除く

要介護等認定者数の増加に伴い軽度者の増加も予想されることから、軽度者の利用が多い訪問介護や通所介護をはじめとしたサービスの利用は伸びるものと考えられます。

2 地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護【平成24年度から開始】定期巡回・随時対応型訪問介護看護（24時間対応）、複合型サービス（小規模多機能型居宅介護と訪問看護の組合せ）

認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く

平成24年度から新たなサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び複合型サービスが開始されます。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、サービス付き高齢者向け住宅においてサービス提供されることが多くなると予想され、同住宅の整備に伴い利用が進むと考えられます。

複合型サービスについては、小規模多機能型居宅介護事業所において、新たに訪問看護のサービス提供が可能となるもので、医療ニーズのある要介護等認定者に利用されると考えられます。

3 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、特定施設入居者生活介護など

高齢者の単身世帯や夫婦のみ世帯の増加、認知症高齢者の増加、中重度者の増加などにより、施設・居住系サービスのニーズは一層高まり、待機者解消等に向けた特別養護老人ホームをはじめとした施設整備の目標を踏まえ、利用者の増加を見込んでいます。

また、介護療養型医療施設は、第5期事業計画期間において医療療養病床への転換等はないものと見込んでいます。

4 各年度の介護（予防）サービスの種類ごとの量の見込み

介護サービス・介護予防サービスの合計		平成 23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
居宅サービス	訪問介護 (回/年)	1,719,735	1,829,352	+ 6.4%	1,936,842	+ 5.9%	2,050,619	+ 5.9%
	訪問入浴介護 (回/年)	48,173	51,599	+ 7.1%	54,766	+ 6.1%	58,181	+ 6.2%
	訪問看護 (回/年)	125,482	134,130	+ 6.9%	142,205	+ 6.0%	150,850	+ 6.1%
	訪問リハビリテーション (回/年)	25,087	26,780	+ 6.7%	28,369	+ 5.9%	30,060	+ 6.0%
	居宅療養管理指導 (人/月)	2,674	2,854	+ 6.7%	3,025	+ 6.0%	3,207	+ 6.0%
	通所介護 (回/年)	856,152	908,645	+ 6.1%	961,353	+ 5.8%	1,016,863	+ 5.8%
	通所リハビリテーション (回/年)	332,900	353,978	+ 6.3%	374,556	+ 5.8%	396,262	+ 5.8%
	短期入所生活介護 (日/年)	342,501	379,857	+ 10.9%	390,031	+ 2.7%	420,582	+ 7.8%
	短期入所療養介護 (日/年)	31,649	33,970	+ 7.3%	36,028	+ 6.1%	38,237	+ 6.1%
	福祉用具貸与 (人/月)	8,552	9,137	+ 6.8%	9,677	+ 5.9%	10,252	+ 5.9%
	特定福祉用具購入 (件/年)	3,107	3,294	+ 6.0%	3,485	+ 5.8%	3,684	+ 5.7%
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護 (人/月)	82	88	+ 7.0%	93	+ 5.5%	99	+ 6.1%
	小規模多機能型居宅介護 (人/月)	211	391	+ 85.3%	466	+ 19.2%	541	+ 16.1%
	認知症対応型通所介護 (回/年)	65,500	70,158	+ 7.1%	74,387	+ 6.0%	78,921	+ 6.1%
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	-	150	-	300	+ 100.0%	450	+ 50.0%
	複合型サービス (人/月)	-	15	-	20	+ 33.3%	25	+ 25.0%
住宅改修 (件/年)	2,617	2,763	+ 5.6%	2,919	+ 5.6%	3,082	+ 5.6%	
居宅介護支援 (人/月)	21,343	22,008	+ 3.1%	23,096	+ 4.9%	24,052	+ 4.1%	
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設 (人/月)	2,606	3,052	+ 17.1%	3,191	+ 4.6%	3,391	+ 6.3%
	介護老人保健施設 (人/月)	2,343	2,615	+ 11.6%	2,623	+ 0.3%	2,743	+ 4.6%
	介護療養型医療施設 (人/月)	179	179	0.0%	179	0.0%	179	0.0%
	認知症対応型共同生活介護 (人/月)	1,139	1,255	+ 10.2%	1,408	+ 12.2%	1,534	+ 8.9%
	特定施設入居者生活介護 (人/月)	1,213	1,393	+ 14.8%	1,573	+ 12.9%	1,673	+ 6.4%

居宅サービスでは、特定施設入居者生活介護を除く。

地域密着型サービスでは、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護を除く。

5 主な地域支援事業の量の見込み

(1) 二次予防事業対象者

要介護・要支援状態となる可能性が高いと認められる高齢者。

高齢者数及び豊齢力チェックリスト実施者数の増加等を踏まえ、増加を見込みました。

(2) 元気応援教室（通所型介護予防事業）

運動器の機能向上及び口腔機能向上の介護予防プログラムを提供する通所サービス事業です。

二次予防事業対象者数の増加にあわせて利用者数の増加を見込んでいます。

(3) 介護予防訪問指導（訪問型介護予防事業）

通所が困難な二次予防事業対象者に、うつ予防・支援や閉じこもり予防・支援等の各介護予防サービスを提供する訪問サービス事業です。

二次予防事業対象者数の増加にあわせて利用者数の増加を見込んでいます。

(4) 介護用品支給事業

介護保険の要介護4または5に相当し、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対して、介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給します。

要介護等認定者数の増加にあわせて利用件数の増加を見込んでいます。

(5) 食の自立支援サービス事業

要支援、要介護者や要介護状態となる可能性の高い方を対象に、栄養バランスのとれた食事を自宅に届けるとともに、安否確認を行います。

要介護等認定者数や二次予防事業対象者数の増加にあわせて配食数の増加を見込んでいます。

(6) 介護給付費等費用適正化

介護保険サービス利用者に対して事業者からの請求内容を通知し、実際に利用したサービス内容と合致しているか等を確認いただくことで、不正請求を防止し、介護給付費の適正化を図るもの。

サービス利用者の増加にあわせて通知件数の増加を見込んでいます。

区 分	平成 23年度	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
二次予防事業対象者数 (人/年)	9,570	10,004	+4.5%	10,459	+4.5%	10,908	+4.3%
元気応援教室(通所型介護予防事業) (人/年)	400	1,000	+150.0%	1,046	+4.6%	1,091	+4.3%
介護予防訪問指導 (人/年)	30	35	+16.7%	40	+14.3%	45	+12.5%
介護用品支給事業 (件/年)	2,941	3,156	+7.3%	3,388	+7.4%	3,638	+7.4%
食の自立支援サービス事業 (食/年)	323,574	330,316	+2.1%	335,316	+1.5%	340,316	+1.5%
介護給付費等費用適正化 (件/年)	58,804	64,355	+9.4%	66,832	+3.8%	69,976	+4.7%

第6章 介護保険制度の円滑な運営に関する方策

1 市町村特別給付等についての考え方

介護保険制度においては、当該市町村の条例で定めることにより、介護保険法で定められたサービス以外のサービスを保険サービスに加えたり、居宅サービス等の区分支給限度額を引き上げたり、介護者の支援や介護予防事業等の「保健福祉事業」を制度内で実施することができます。

これらを実施した場合、財源は全て第1号被保険者の保険料で賄うこととなります。

本市では、次期計画期間においても保険料を押し上げる要因となる「市町村特別給付等」は実施せず、既の実施している保健福祉事業等については、引き続き地域支援事業又は介護保険外の保健福祉施策として実施します。

【市町村特別給付等を実施しない理由】

市町村特別給付や保健福祉事業の対象となり得る事業の多くが、介護保険外の保健福祉施策として実施済みであり、さらに介護予防等の事業についても、平成18年度に創設された地域支援事業として制度内に取り込まれていること。

支給限度基準額の9割以上を利用している方は全体の10.1%に止まっていること。

介護保険事業計画策定のための実態調査の結果によると、市町村特別給付の実施について「保険料をできるだけ抑えるためにも現在のままでよい」との回答が約半数を占め、「保険料が上がっても、市独自のサービスを充実させた方がよい」という回答は9.8%に止まっていたこと。

2 低所得者の方々への対応

(1) 介護保険料の軽減措置について

次期計画期間においても本市独自に保険料の軽減を実施します。

平成13年度から実施する、生活保護世帯と同程度の生活困窮状態にあると認められる方を対象とした保険料の軽減を継続します。

現計画期間（平成21～23年度）から実施している、所得の低い層における保険料基準額の割合（1.0）より低い割合（0.85）の設定を継続します。

(2) 利用者負担の軽減措置について

利用者負担の軽減措置については、次のような点を踏まえ検討を行いました。本市が独自に軽減策を実施する状況にはないと考えています。

【検討の視点】

既に制度として高額介護サービス費や高額医療合算介護サービス費、特定入所者介護サービス費、社会福祉法人による利用者負担軽減措置等が実施され、低所得者に対する一定の配慮がなされていること。

居宅サービスの区分支給限度額に対する利用状況を保険料段階別にみても、所得の低い層と高い層との間に大きな差が見られないこと。

介護保険事業計画策定のための実態調査の結果、利用者負担について「支払が困難な額である」という回答は全体の 7.7% であること。

現在、国において、平成 24 年度からの認知症高齢者グループホームの家賃等助成事業の創設が検討されており、今後、本市での実施を検討します。

3 保険給付費の適正化

介護給付等のサービス提供が、真に要介護者等の自立支援に資するなど、所期の目的を達成しているか、事業者による不正・不適正なサービスがないか、などの観点から、サービス提供事業者に対する指導、利用者への介護給付費通知書の送付、ケアプランの点検等により、これまで以上に介護給付の適正化を図るための取り組みを進めます。

なお、介護保険法の改正に伴い、平成 24 年度から居宅サービス事業者及び居宅介護支援事業者に対する指導・監査を実施します。

4 保険料段階の設定

保険料段階は、第 5 段階の保険料を基準額（割合 1.0）とし、所得の低い層（第 1～第 4 段階：市町村民税非課税）で軽減した分を所得の高い層（第 6 段階以上：市町村民税課税）の負担で賄えるよう設定する必要があります。

次期の保険料段階は、より被保険者の負担能力に応じた仕組みとなるよう、現在の第 3 段階、第 8 段階、第 9 段階の見直しを行い、現行の 9 段階から 12 段階に増やし、きめ細かい保険料段階の設定とします。

(1) 現行の第 3 段階の所得区分を細分化

世帯全員が市町村民税非課税
公的年金等収入金額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方
基準額に対する割合 0.75

・ 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.75	0.65〔新段階〕
・ 120 万円を超える方	0.75	0.75

(2) 現行の第 8 段階の所得区分を細分化

本人が市町村民税課税
合計所得金額が 200 万円以上 500 万円未満の方
基準額に対する割合 1.5

・ 200 万円以上 300 万円未満の方	1.5	1.5
・ 300 万円以上 500 万円未満の方	1.5	1.65〔新段階〕

(3) 現行の第9段階の所得区分を細分化

本人が市町村民税課税
合計所得金額が500万円以上の方
基準額に対する割合 1.75

・500万円以上700万円未満の方 1.75 1.85〔新段階〕
・700万円以上の方 1.75 2.0〔新段階〕

段階設定及び対象者等につきましては、P.24をご参照ください。

第1号被保険者の保険料額の試算

1 保険給付費等の見込み

P.19の介護サービスの見込み量などをもとに、平成24年度からの介護報酬の改定を約2%増と想定し算定すると、平成24年度から平成26年度までの保険給付費、地域支援事業費の見込みは約1,849億円となります。

区 分		平成24年度	平成25年度		平成26年度		第5期計
保 険 給 付 費	居宅サービス等	291億円	309億円	+6.2%	328億円	+6.1%	928億円
	施設サービス	188億円	193億円	+2.7%	203億円	+5.2%	584億円
	地域密着型サービス	55億円	63億円	+14.5%	71億円	+12.7%	189億円
	高額介護サービス等	31億円	33億円	+6.5%	34億円	+3.0%	98億円
	小計	565億円	598億円	+5.8%	636億円	+6.4%	1,799億円
地域支援事業		16億円	16億円	+0.0%	18億円	+12.5%	50億円
合 計		581億円	614億円	+5.7%	654億円	+6.5%	1,849億円

2 次期の仙台市の保険料段階及び保険料額（試算）

介護保険の保険給付に係る財源の1/2は公費で、残り1/2は保険料で賄うこととなります。このうち約21%を負担していただく第1号被保険者の保険料は、所得などに応じて決められることとなります。

1でお示した保険給付費等をもとに、次期の介護保険料の基準額（月額換算）を試算いたしますと、5,290円となります。

区 分	第1期 H12～H14	第2期 H15～H17	第3期 H18～H20	第4期 H21～H23	第5期 H24～H26	
					軽減前	軽減後
全国平均 (対前期比較)	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	5,200円	5,070円
		382円増 13.1%増	797円増 24.2%増	70円増 1.7%増	1,040円増 25.0%増	910円増 21.9%増
仙台市 (対前期比較)	2,863円	3,422円	4,117円	4,367円	5,438円	5,290円
		559円増 19.5%増	695円増 20.3%増	250円増 6.1%増	1,071円増 24.5%増	923円増 21.1%増

軽減後の額は、財政調整基金（保険料収入の剰余金の積立て）を活用した後の額です。

第4期(平成21年度～平成23年度)の保険料段階及び保険料

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,184円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,184円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	3,275円	0.75
	4	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	3,712円	第4期から設定した倍率(段階) 0.85
基準額	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	4,367円	基準額 1.0
基準額より 増額される方	6	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	4,804円	第4期から設定した倍率(段階) 1.10
	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	5,459円	1.25
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	6,551円	1.5
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上の方	7,642円	1.75

第1号被保険者の負担率: 2.0%



第5期(平成24年度～平成26年度)の保険料段階及び保険料(案)

区分	段階	対象者	保険料 (月額換算)	基準額に対する割合
基準額より 軽減される方	1	生活保護を受給している方 世帯員全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	2,645円	0.5
	2	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	2,645円	0.5
	3	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超え、120万円以下の方(第1段階に該当する方を除く。)	3,439円	第5期から設定する倍率(段階) 0.65
	4	世帯員全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が120万円を超える方(第1段階に該当する方を除く。)	3,968円	0.75
基準額より 増額される方	5	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円以下の方	4,497円	0.85
	6	本人が市町村民税非課税(世帯に市町村民税課税者がいる場合)で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計額が80万円を超える方	5,290円	基準額 1.0
	7	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	5,819円	1.10
	8	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	6,613円	1.25
	9	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	7,935円	1.5
	10	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	8,729円	第5期から設定する倍率(段階) 1.65
	11	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	9,787円	第5期から設定する倍率(段階) 1.85
	12	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	10,580円	第5期から設定する倍率(段階) 2.0

第1号被保険者の負担率: 2.1%

保険料額は、現時点での試算額であり、今後の給付実績の推移等により、変動することがあります。

仙台市高齢者保健福祉計画
(介護保険事業計画)

中間案

に関するご意見をお寄せください

「仙台市高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)中間案」について、皆様からのご意見を募集しています。

皆様の声を計画へ反映させるため、ぜひご意見をお寄せください。

応募方法

下記の専用はがき(切手不要)のほか、ファクシミリもしくはEメール(様式は自由です)で平成23年12月26日(月)までに、仙台市健康福祉局高齢企画課までお送りください。

< F A X ・ Eメールの場合の送付先 >

・ F A X 022-214-8191

・ Eメール fuk005130@city.sendai.jp

高齢者保健福祉施策全般に関する
お問い合わせは、高齢企画課へ
TEL 022-214-8167

介護保険に関する
お問い合わせは、介護保険課へ
TEL 022-214-8246

市民説明会を開催します。
(申込は不要です。直接会場へお
越しく下さい。)

日 時	場 所
12月11日(日) 10:00~11:30	仙台市役所本庁舎 8階ホール
12月17日(土) 10:00~11:30	榴岡公園軽体育館 (宮城野区五輪1丁目3-1)
12月17日(土) 14:30~16:00	若林区役所 6階ホール
12月18日(日) 10:00~11:30	太白区役所 5階ホール
12月18日(日) 14:30~16:00	泉区役所東庁舎 5階大会議室

来場の際は公共交通機関をご利用
ください。

料金受取人払郵便



差出有効期間
平成24年3月
31日まで
(切手不要)

郵便はがき

980-8790

仙台市役所 健康福祉局
保険高齢部 高齢企画課 行

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

✂

仙台市高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）
中間案に対するご意見をお聞かせください。

お住まいの区 _____ 区

年齢 _____ 歳 性別 男・女

**仙台市高齢者保健福祉計画
（介護保険事業計画）
（平成24～26年度）
中間案**

平成23年12月
仙台市健康福祉局保険高齢部
高齢企画課・介護保険課
仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

✂

この冊子は再生紙を使用しています